

技術専門校管理規則

【沿革】昭和44年 9月27日 規則第48号

(一部省略)

平成17年 3月28日 規則第26号改正

職業訓練校管理規則をここに公布する。

技術専門校管理規則

題名改正 [昭和53年規則第9号]

(趣旨)

第1条 この規則は、技術専門校条例(昭和39年長野県条例第31号。以下「条例」という。)の規定に基づき、技術専門校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(訓練職種等)

第2条 技術専門校の訓練職種及び訓練期間は、別表のとおりとし、訓練定員は、別に定める。

2 前項の規定により訓練定員を定めたときは、速やかに告示するものとする。

3 第1項に定めるもののほか、知事が必要と認めるときは、技術専門校の訓練職種、訓練期間及び訓練定員を別に定めるものとする。

(休業日)

第3条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、技術専門校の長(以下「校長」という。)が必要と認めるときは、休業日であっても職業訓練を行うことができる。

(1) 長野県の休日定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日

(2) 前号に掲げるもののほか、校長が臨時に定める日

(入校志願の手續)

第4条 技術専門校に入校しようとする者は、入校願に校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入校願の提出期日その他入校志願に関し必要な事項は、そのつど公告する。

(誓約書及び保証人)

第5条 入校を許可された者(以下「訓練生」という。)は、誓約書(訓練生が未成年者のときは独立の生計を営む保証人と連署した誓約書)を入校の日までに校長に提出しなければならない。

2 前項の規定による保証人に異動があったときは、新たに保証人を定めて速やかにその旨を校長に届出なければならない。

(欠席)

第6条 訓練生は、病気その他の理由により、欠席しようとするときは、その理由を付して校長に届出なければならない。

(退校)

第7条 訓練生は、病気その他の理由により訓練期間の途中で退校しようとするときは、校長に願い出て、その承認を受けなければならない。

(除籍)

第8条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者

(修了証書)

第9条 校長は、所定の課程を修了した訓練生に修了証書を授与する。

(表彰)

第10条 校長は、学業、操行ともに優秀で他の模範となる訓練生に対して、表彰することができる。

(懲戒)

第11条 校長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退校を命ずることができる。

- (1) 性行不良であって、改しゅんの見込みがないとき。
- (2) 成績不良であって、修了の見込みがないとき。
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でないとき。

(授業料等の納付及び分納)

第12条 授業料、入校料及び入校審査料は、校長が定める日に納付しなければならない。

2 条例第7条に規定する在職者訓練の授業料の額は、その都度公告する。

3 条例第8条第2項の規定による授業料の分納は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ4月及び10月の所定期日に納付して行うものとする。ただし、これにより難しい場合その他校長が必要と認める場合にあつては、校長が定めるところによる。

(減免)

第13条 条例第10条の規定による授業料の減免は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額(授業料を既に納付した場合にあつては、当該額のうち当該納付した授業料に対応するものとして知事が定める額を除いた額)について行うものとする。

- (1) 経済的理由により納付が困難であると認められる者 知事が納付困難であると認める額
- (2) 退校した訓練生 年額の12分の1に相当する額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて得た額。第17条において「授業料月額」という。)に退校した日の属する月の翌月から当該学年の末月までの月数を乗じて得た額

(減免の申請)

第14条 前条第1号の規定により授業料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由を記載した書類に、その理由を証明する書類を添え、校長に提出しなければならない。

(減免理由消滅の届出)

第15条 第13条第1号の規定により授業料の減免を受けている者は、減免の理由が消滅したときは、速やかに校長に届出なければならない。

(減免の取消し)

第16条 知事は、授業料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める月から授業料の減免を取り消すことができる。

- (1) 授業料の減免の必要が無くなったとき 必要が無くなった月
- (2) 第14条に規定する書類に偽りの記載があつたとき 減免した月
- (3) 懲戒処分を受けたとき 処分を受けた月

2 前項の規定により減免を取り消された場合に係る授業料の納付については、別に定める。

(還付)

第 17 条 条例第 11 条ただし書の規定による授業料の還付は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 学生が退校（懲戒によるものを除く。）したとき 授業料月額に退校した日の属する月の翌月から当該学年の末月（授業料を分納している場合にあつては、納付した額に対応する期間の末日の属する月）までの月数を乗じて得た額

(2) 経済的理由その他の理由により還付を必要と認めるとき 知事が必要と認める額

(寄宿料)

第 18 条 条例第 9 条第 1 項の知事が定める者は、次の各号に掲げる寄宿舎を使用する者以外の者とし、同条第 2 項の知事が定める額は、次の各号に掲げる寄宿舎の区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 長野県長野技術専門校寄宿舎 4,700円

(2) 長野県上松技術専門校寄宿舎 5,900円

2 寄宿料は、校長が定める日に納付しなければならない。

(補則)

第 19 条 この規定に定めのあるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

(職業訓練所管理規則の廃止)

2 職業訓練所管理規則（昭和 35 年長野県規則第 17 号）は、廃止する。

(一部省略)

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 26 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。